

福岡県医師偏在対策強化費補助金交付要綱

7 医 指 第 2 6 6 8 号
令 和 7 年 1 2 月 2 0 日

一部改正 8 医 指 第 1 7 5 3 号
令 和 8 年 1 0 月 5 日

福岡県医師偏在対策強化費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県医師偏在対策強化費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」という。）と設定した上で、医師偏在の是正に向けた取組を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、福岡県医療対策協議会及び福岡県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者が行う次の事業とする。

(1) 診療所の承継・開業支援事業

令和8年4月8日医政発0408第6号厚生労働省医政局長通知別添「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」に基づき、新たに承継・開業する診療所の開設者が行う下記の事業

- ア 施設整備事業（以下「(1)アの事業」という。）
- イ 設備整備事業（以下「(1)イの事業」という。）
- ウ 地域への定着支援事業（以下「(1)ウの事業」という。）

(2) 医師の勤務・生活環境改善支援事業

令和8年4月8日医政発0408第8号厚生労働省医政局長通知別添「重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業実施要綱」及び令和8年3月19日医政発0319第22号厚生労働省医政局長通知別添「重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業実施要綱」に基づき、医療機関の開設者が行う下記の事業

- ア 代替医師確保支援事業（以下「(2)アの事業」という。）
- イ 宿直室等施設整備事業（以下「(2)イの事業」という。）

(3) 医師の派遣元医療機関支援事業

令和8年4月8日医政発0408第7号厚生労働省医政局長通知別添「重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業実施要綱」に基づき、医療機関の開設者が行う医師派遣事業（以下「(3)の事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- 三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- 四 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締

結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

- 3 第1項の規定に関わらず、(1)アの事業、(1)イの事業及び(2)イの事業に係る補助金の交付の決定前に対象事業に係る契約等を締結した場合については、補助の対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に国が知事に対して当該事業に係る国庫補助金を内示した場合で、当該内示日以降に契約等を締結している場合にあっては、この限りではない。
- 4 (1)ウの事業、(2)アの事業及び(3)の事業に係る補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、承継若しくは開業する日又は交付決定のあった日の属する年度の4月1日のいずれか遅い日から交付決定のあった日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の対象外費用)

第4条 (1)アの事業及び(2)イの事業に係る補助金は、次に掲げる費用について、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) (1)アの事業

ア 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(2) (1)イの事業

ア 別表3の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) (1)ウの事業

ア 別表4の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額（診療収入額を含む。）を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(4) (2)アの事業

ア 別表5の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(5) (2)イの事業

ア 別表6の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ご

とに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(6) (3) の事業

ア 別表7の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書を、別に知事が定める期日までに知事に提出するものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率等を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においてはこの限りではない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に知事が定める期日までに行うものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、この補助金の交付の決定に当たって、以下の条件を付するものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（(1)アの事業、(2)イの事業及び(1)ウの事業においては軽微な変更、(1)イの事業においては10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。なお、(1)アの事業及び(2)イの事業においては、次のものを変更する場合とする。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第4号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助申請予定額が1億円以上の（1）アの事業及び（2）イの事業を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) （1）アの事業及び（2）イの事業の事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) （1）ウの事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (13) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付決定の取消）

第9条 知事は、補助事業者が前条に規定する条件に反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、第6条に基づく交付の申請があった場合は、予算の範囲内において概算

払するものとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から 1 月を経過した日（第 8 条（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 2 号による事業実績報告書（以下「報告書」という。）を知事に提出するものとする。

なお、第 6 条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、報告書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定により報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該報告書に基づいて第 5 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に知事が定める期日までに、その超える部分について県に返還しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 12 月 20 日から施行し、令和 7 年度から令和 10 年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 5 日から施行し、改正後の福岡県医師偏在対策強化費補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度の補助金から適用する。

別表 1（重点区域）

京築保健医療圏

別表 2（（1）アの事業 交付額の算定方法）

1 基準額	2 対象経費	3 単価
次に掲げる基準面積に第 3 欄に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 (ア) 5 床以下 240 m ² (イ) 6 床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等) (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅	1 m ² あたり 鉄筋コンクリート ： 558,000 円 ブロック ： 444,000 円 木造 ： 362,000 円

- 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し、差し引くこととする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表 3（（1）イの事業 交付額の算定方法）

1 基準額	2 対象経費
1 か所当たり 16,500,000 円	診療所として必要な医療機器等購入費

別表 4（（1）ウの事業 交付額の算定方法）

1 基準額	2 対象経費
1 か所当たり次により算出された額の合計額 (1) ア 診療日数 1～129 日 6,200,000 円＋(71,000 円×実診療日数) イ 診療日数 130～259 日 6,200,000 円＋(77,000 円×実診療日数) ウ 診療日数 260 日以上 6,200,000 円＋(87,000 円×実診療日数)	診療所の地域への定着に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 500,000 円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料

(2) 訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数	借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費
-----------------------------------	--------------------------------

別表5 ((2) アの事業 交付額の算定方法)

1 基準額	2 対象経費
代替医師確保経費 60,000 円×日直・宿直回数	土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 社会保険料

別表6 ((2) イの事業 交付額の算定方法)

基準額	対象経費	単価
次に掲げる基準面積に別欄に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 80 m ²	医師の勤務・生活環境改善に資する、次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 宿直室、医局、更衣室、浴室等	1 m ² あたり 鉄筋コンクリート : 558,000 円 ブロック : 444,000 円 木造 : 362,000 円

- 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し、差し引くこととする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表 7 ((3) の事業 交付額の算定方法)

1 基準額	2 対象経費
医師派遣経費 61,000 円×延日数	重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費 備品費（単価 500,000 円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費